農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第４条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満の農林土木工事に係る測量，設計，試験及び調査の委託業務（建物調査，不動産鑑定，森林整備，現場施工管理等の委託業務は除く）は，別に定める「委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は，契約時，評定の実施の意向について，「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし，成績評定を希望した場合において，完了時，変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は，評定は行わないものとする。

委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/

（ウィークリースタンス）

第５条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４ 受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は,業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【受注者希望型】）

第６条　本業務は，建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（受注者希望型）」の対象業務であり，別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　受注者は，Ｗｅｂ会議の実施を希望する場合は，業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し，実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領
徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/

（本業務の特記仕様事項）

第７条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

１　関係機関等との調整

受託者は，関係機関や地元土地関係者等と緊密に連絡調整・事前了解のうえ，測量作業を行うとともに，恒久な構造物等に基準点の埋設や設置作業等を行わなければならない。

２　他業務との調整

業務上関係する，設計業務（「Ｒ５阿耕　広域　阿南丹生谷３期　平川内設計業務」）受託者と十分な連絡・調整・協力を図り，実施設計業務との工程調整，測量範囲・箇所等の調整を行ったうえで，業務を遂行するとともに，実施設計受託者の必要な時期に,測量成果を提供しなければならない。

３　契約変更

本業務において，契約変更に係る協議事項は，次のとおりとし，内容等について変更があった場合は，両者協議のうえ，契約変更を行うものとする。

(1)「作業項目及び数量」に変更が生じた場合（軽微な変更は除く）
(2) 工期の変更が生じた場合
(3) その他

４　その他

本仕様書に疑義が生じた場合，又は定めのない事項は，監督員と協議のうえ，作業を進めるものとする。
業務期間内に監督員が資料の提出を求めた場合は，受託者は速やかに応じるものとする。
監督員と打ち合わせ後は，その要旨を打ち合わせ簿に整理し，成果品に綴じなければならない。
成果品の検収後，誤り等が新たに発見された場合は，受託者は速やかに訂正しなければならない。